

令和7年1月 定例総会議事録

日 時 令和7年1月31日（金） 午前9時30分～午前10時30分

場 所 小林市役所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三				

欠席 高岩昭市

事務局

事務局長	村 岡 浩 二	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	山 中 猛	主 幹	宮 永 昌 和
主 査	橋 谷 理 己						

議 題

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の変更について

議案第1号 農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定について
議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（賃貸借）
議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（所有権）
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について（中間管理事業）
議案第6号 農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
議案第7号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
議案第8号 非農地証明願い承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員19名、推進委員17名の方が出席されています。農業委員会規則第7条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに1月の行事実績及び2月の行事予定を報告します。

(1月の行事実績及び2月の行事予定の報告)

それでは開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは小林市農業委員会令和7年1月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお願いします。

事務局 本日は報告が第1号から第2号の5件、議案が第1号から第8号の69件、合計74件でございます。

それでは、農業委員会規則第6条により春口会長に議長をお願いします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を4番吉村委員、9番河野委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告の第1号農地法第18条第6項の規定による通知について
下記の通り農地法第18条第6項の規定による通知があったから報告する。

(報告第1～2号朗読)

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは議事に入っていきたいと思います。
議案第1号、農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定についてを議題とし

ます。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可について下記のとおり農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可申請があったから許可するものとする。

(議案第1号1番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 今月の野尻町区分の農地法第3条・基盤法等及び農地法第4条、農地法第5条、非農地の事前審査を第6小委員会に付託されましたので、1月22日に会長同席のもと、審査会を行いました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第1号、農地法第3条の規定による賃貸借であります。

1番、農地を借受け、新規就農を行う。期間は5年間、総額が10億円です。

営農計画書添付です。

以上、審議の結果、申請通り許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第1号、農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定について移転許可について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案2号、農地法第3条の規定による所有権移転についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第2号1番朗読 他12件省略)

議長 ありがとうございました。
ここで、5番が〇〇委員に関する案件ですので、〇〇委員は退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 今月の農地法3条・基盤法・農地利用集積計画の事前審査を第4小委員会に付託されましたので、1月22日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第2号、農地法第3条所有権、番号5番の〇〇委員の案件です。

申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり24,752円。

委員会では値段が安いのではないかという話が出ました。これは隣接地の方に話をしたが買い手がつかず、〇〇委員がこの値段だったら購入できるとのことだったため、今回の値段になりました。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案2号、農地法第3条の規定による所有権移転の5番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、許可することに決定します。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に報告します。
5 番につきましては、許可することに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは他の案件について審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案第2号、農地法3条所有権移転についてです。
1 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり79,840円。
2 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり80,645円。
3 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり61,100円。
4 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり120,919円。
6 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり256,410円。
7 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり522,193円。
8 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり101,626円。
9 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり365,631円。
10番、夫から贈与を受けるものである。
11番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり161,000円。営農計画書添付で
あります。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。
以上、報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 議案第2号、農地法第3条の所有権移転。野尻町区分です。
12番、伯母から贈与を受けるものである。
13番、申請地を購入し、農業経営を行う。10a あたり93,371円。営農計画書添付で
あります。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。
以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（賃貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第3号1番朗読)

議長

ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長

はい、11 番。

11 番

議案3号、農業経営基盤強化促進法（賃貸借）です。

1 番、10年間の再設定です。借地料は17 俵です。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。

報告を終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第

56号) 附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号) 附則第5条第1項の規定による決定について(所有権)を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号) 附則第5条1項の規定による決定について

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号) 附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)を作成したので計画通り決定する。

(議案第4号1番 他15件省略)

議長 はい、ありがとうございました。

ここで5番が〇〇委員の案件ですので、〇〇委員は退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは、5番の審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案4号、農業経営基盤強化促進法(所有権)です。

5番、〇〇委員の案件でございます。

申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり414,508円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見がある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
5 番について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に報告します。
5 番につきましては計画通り決定しました。

〇〇委員 ありがとうございました。

議長 それでは、他の案件について審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 引き続き、農業経営基盤強化促進法（所有権）の案件について報告します。
1 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり98,875円。
2 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり208,008円。
3 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり350,000円。
4 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり300,000円。
6 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり8,203円。
7 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり150,000円。
8 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり20,408円。
9 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり434,783円。
10番、特例事業を活用し、規模拡大を図る。10a あたり170,480円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 同じく議案4号、農業経営基盤強化促進法（所有権）。野尻町区分でございます。
11番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり149,779円。
12番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり151,515円。
13番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり156,576円。

14番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり154,321円。
15番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり200,642円。
16番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり200,000円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

続きまして、議案第5号、農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第5号、農用地利用集積等促進計画について、
下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条11項の規定による農
用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画通り承認する。

(議案第5号1番朗読 他28件省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願い致します。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 議案第5号、農用地利用集積等促進計画について報告します。
小林地区は14件。田14,272㎡、畑65,096㎡、計79,368㎡。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 続きまして、野尻町区分です。
野尻町区分は15件。田19,189㎡、畑67,957㎡、計87,146㎡。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。何か意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第5号、農用地利用集積等促進計画について、計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第6号、農地法5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第6号、農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について

下記のとおり農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第6号1番朗読)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 議案第6号、農地法第5条の使用貸借です。野尻町区分。
1番、転用の理由は、一般個人住宅・倉庫・駐車場・菜園、(追認) 事実申立書添付でございます。

追認とありますが、申請地に貸人の父親が倉庫を建てておりました。その倉庫を今回、申請人の元で管理するということでございます。農地区分2種農地、白地です。立地基準、3種農地に立地困難な場合は許可相当なので、近くに農地はありません。一般基準周辺農地への営農上の支障がない場合は許可相当と判断されるため、隣接する農地がありません。面積について規定は概ね500㎡以内です。申請地は981㎡と少し広いですが、追認倉庫がある関係を考慮し、範囲内と判断しました。審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。以上、報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第6号、農地法5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第7号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第7号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第7号1番朗読 他1件省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 今月の4条・5条・非農地証明の事前審査を第5小委員会に付託されました。
1月23日に会長同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。
議案7号、農地法5条の規定による所有権移転です。

1 番、水流迫 小林原になります。すでに住宅地でありまして、畑の隣が二階建てのアパートになっております。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 同じく議案7号、野尻町区分でございます。

2 番、転用の理由、一般住宅・倉庫でございます。農地区分1種農地の白地です。

1 種農地ですので立地基準例外許可集落接続に該当致します。一般基準、周辺農地への営農に支障が無い場合等に許可ですので、隣接する農地は道路を挟んで1筆だけありますが、営農上支障が無いと判断致しました。水の流れは道路についている側溝で受けられます。面積については概ね500㎡が規定であり申請地は460㎡で範囲内です。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。何か意見がある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第7号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定いたします。

続きまして、議案第8号、非農地証明願い承認についてを議題をします。

事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第8号、非農地証明願い承認について

下記のとおり、非農地証明願いがあったから承認するものとする。

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案8号、非農地証明願いの承認について。

1番、2件とも東方 坂ノ下です。坂下梨団地の下です。調査事項は山林です。国有林と秋霖の谷間に当たるところにありました。山林が生い茂っており現地まで入ることは出来ませんでした。

2番、東方 小原です。山城に向かう途中を北側の方にずっと上がって行くと丘の上に出て、また丘を下がっていく。山の中を行く状態でありました。その谷間と谷間の間に畑らしいところが見えてきました。10年以上放置されている所です。

3番、3件とも須木奈佐木 町元です。奈佐木の神社があるところを山と山の間、谷間を縫ってずっと行った先に荒れた案件の田畑ありました。

4番、北西方 横峯迫です。小林市とえびの市のちょうど境辺りにありました。八幡丘公園の手前になるところであります。すでに山林になっていましたが、畑跡の様なものがありました。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 議案第8号、野尻町区分でございます。

5番、野尻町紙屋 長瀬です。調査事項は原野、2種農地の白地です。周辺農地も非農地状態でございます。

6番も野尻町紙屋 長瀬です。2種農地の白地です。5番の少し上にありました。周りも山林化していました。

5・6番とも行ける状態ではありませんでした。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第8号、非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので承認することに決定いたします。
以上で本日の総会を終了します。
ありがとうございました。

午前10時30分 閉議

令和7年1月31日定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印